平成２８年（フ）第３１号
愛媛県南宇和郡愛南町広見792番地
債務者　大𠮷　栄子
1　決定年月日時　平成28年８月16日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第３２号
愛媛県宇和島市下波4920番地
債務者　中川　義崇
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２８年（フ）第１６号
高知県安芸郡安田町大字安田637番地２
債務者　中島　朝美
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第１９号
高知県安芸市日ノ出町９番25号　和食アパート２Ｆ西
債務者　安岡　憲継
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２８年（フ）第２９号
福岡県筑後市大字蔵数511番地５　ハイツ大谷Ⅰ―104号
債務者　中原　哲夫
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第３０号
福岡県筑後市大字蔵数511番地５　ハイツ大谷Ⅰ―104号
債務者　中原八代子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２８年（フ）第１５１号
大分市政所２丁目３番15号（インテリジェントコーポⅡＢ203）
債務者　千綿正二郎
1　決定年月日時　平成28年８月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３３号
大分市政所２丁目11番２号（フレグランス月ケ浜Ｂ102）
債務者　河村　英樹
1　決定年月日時　平成28年８月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２２８号
宮崎市阿波岐原町坊ノ下2898番地１
債務者　鍋倉　正裕
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２９号
宮崎市阿波岐原町坊ノ下2898番地１
債務者　鍋倉　瑞子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２３６号
宮崎市大淀４丁目３番２号　マトリクス610号
債務者　大坪　友香
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第６８号
宮崎県都城市都原町30番地３　クレセントハイツ201
債務者　谷口　達也
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２８年（フ）第９５号
宮崎県延岡市萩町52番地　ウイングⅡ508
債務者　藤島　豊子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第９６号
宮崎県延岡市野田町5110番地　市営住宅６－１－３－49
債務者　澤辺千恵美
1　決定年月日時　平成28年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第２３９号
沖縄県浦添市西原５丁目９番12―101号　レインボーハイムＵ
債務者　渡慶次鮎美
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１４号
沖縄県石垣市字新川2212番地　県営住宅新川団地９棟304号
債務者　仲村　隼人
1　決定年月日時　平成28年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２８年（フ）第５０号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉3634番地３
債務者　土屋　幸子
1　決定年月日時　平成28年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
長野地方裁判所佐久支部